

## 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び  
会社法施行規則第 189 条に定める開示事項)

2026 年 4 月 1 日

川崎汽船株式会社

ケイラインシップマネジメントホールディングス株式会社

2026年4月1日

神戸市中央区海岸通8番  
川崎汽船株式会社  
代表執行役社長 五十嵐 武宣

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
ケイラインシップマネージメントホールディングス株式会社  
代表取締役 遠藤 英明

### 吸収分割に係る事後開示事項

川崎汽船株式会社(以下「KL」といいます。)及びケイラインシップマネージメントホールディングス株式会社(以下「KLSM-H」といいます。)は、2026年2月26日付で両社の間で締結した吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、KLの船舶管理子会社管理事業に関する権利義務をKLSM-Hに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づき、それぞれ事後に開示すべき事項は次のとおりです。

#### 記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2026年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

- (1) 会社法第784条の2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

KL は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

本吸収分割は、KL から KLSM-H に債務を承継せず、会社法第 789 条の規定による異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

KLSM-H において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

KLSM-H は KL の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

KLSM-H は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 2 月 27 日付で、官報にて公告いたしました。本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、KLSM-H に知れている債権者はいなかったため、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づく個別催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関

する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

KLSM-H は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、KL の船舶管理子会社管理事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2026 年 4 月 13 日(予定)

6. その他本吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。